

平成 21 年 1 1 月 2 6 日

福島市長 瀬 戸 孝 則 様

飯野地域審議会長 高 野 和 夫

「福島市・飯野町まちづくり基本計画」に係る平成 2 0 年度の
執行状況について（答申）

平成 2 1 年 1 0 月 1 3 日付 2 1 野支第 1 0 8 号で諮問のありました標記の件
につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答 申

平成20年7月1日、福島市との合併にあたり「福島市・飯野町まちづくり基本計画」が策定されましたが、この基本計画は旧飯野町のまちづくりの将来像「人と地域が輝く 快適空間 いいのまち」が尊重され、新市における飯野地域の振興に配慮がなされたものであります。

合併後一年が経過しましたが、この間、新市の一員として温かく迎えられました。一方、飯野地域の市民は新市の制度に学び溶け込むよう努め、住民自治組織の立上げなど新市の制度に倣ったまちづくりの基盤づくりに取組んで参りました。

この度、「福島市・飯野町まちづくり基本計画」に係る平成20年度の執行状況について諮問を受けましたが、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、概ね順調に執行されていると認めるものであります。

今後は、基本計画における「輝く個性が紡ぎあい 人と自然が織りなす やすらぎ空間 福島市」の将来像が、市民と行政の協働により具現化されるよう期待します。

なお、委員の総意として下記のとおり要望を附しますので、十分配慮していただき市政の執行にあたられますよう希望します。

記

附帯要望

1 市道除草作業委託業務・報償費の存続について

飯野地域は、旧町時代より市民協働の取組みが盛んな土地柄で、特に「家並」と呼ぶ住民による道路維持と環境整備は、その作業の質と量においてボランティアの域を超える取組みです。合併後は町内会の設立とも相まって、一層熱意が生まれ除草作業を実施する市道の路線数も作業延長も増えています。しかしながら、旧町時代から続いた除草作業報償費は平成21年度までは継続されていますが、平成22年度以降の取り扱いについては、飯野地区の道路状況を勘案しながら今後検討することとされています。この助成により作業に係る消耗機材等が賄われ、住民の自主的な活動の支えとなっています。除草作業報償費を存続されるよう要望します。

2 福島市社会福祉協議会の運営のあり方について

飯野町社会福祉協議会は、合併後、福島市社会福祉協議会の地区協議会として存続し、地域福祉の拠点として運営にあたっていますが、一部の事業について、合併時に基本とした激変緩和の措置が講じられず、飯野町社会福祉協議会が育んできました飯野地域の福祉に不安を覚えるものがあります。福島市は、飯野デイサービスセンターと飯野地域福祉センターの指定管理者として福島市社会福祉協議会を指定している立場から、福島市社会福祉協議会が地区協議会と共同して地域福祉の向上に一体となって取組むよう、指導監督に努められるよう要望します。

3 飯野民俗資料展示室の利活用について

飯野民俗資料展示室は、和台遺跡等からの出土品を展示・保管する旧明治小学校の建物を活用した施設ですが、現状は保管が主目的であることから土日の見学が困難である等、不便な施設と言わざるを得ません。所蔵する貴重な品々を、福島市の宝として広く市民に公開するよう、現時点での活用方法と将来における展示のあり方の双方において検討されるよう要望します。